光ディスク等による
給与支払報告書提出の手引き

（令和9年度～）

光ディスク等による提出を希望する場合はこの書類をご覧のうえ、作成してください。
なお、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

大分市 財務部 市民税課
個人市民税 特別徴収担当班
〒870-8504
大分市荷揚町2番31号
TEL 097-537-5731
FAX 097-537-7870

光ディスク等による給与支払報告書提出の手引き

（目次）

1．光ディスク等の規格とファイルの仕様　・・・・・・・・　1

2．レコードの内容と作成要領　・・・・・・・・　2

3．光ディスク等の提出にあたっての留意事項　・・・・・・・・　22

4．特別徴収税額通知書について　・・・・・・・・　23

1．光ディスク等の規格とファイルの仕様

①光ディスク等の規格

提出できる光ディスク等の規格は次に挙げるものとする。

種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB	片面4.7GB
記録形式	フォーマット	ISO　9660（Level2）/Joliet ※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）	
記録コード		シフトJIS	
漢字水準		JIS第1水準及び第2水準	

※　書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

②ファイルの仕様

ファイル名は「315dat**.txt」と記録する。
なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

2. レコードの内容と作成要領

①レコードの内容

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
項目名	法定資料の種類	整理番号1	本支店等区分番号	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の電話番号	整理番号2	提出者の住所（居所）又は所在地	提出者の氏名又は名称	訂正表示	年分	支払を受ける者				種別	支払金額	未払金額	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）
												住所又は居所	国外住所表示	氏名	役職名				
入力文字基準	半角・3文字	半角・10文字	半角・5文字以内	全角・60文字以内	全角・30文字以内	半角・15文字以内	半角・13文字	全角・60文字以内	全角・30文字以内	半角・1文字	半角・2文字	全角・60文字以内	半角・1文字	全角・30文字以内	全角・15文字以内	全角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内

項目番号	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
項目名	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	未徴収税額	（源泉）控除対象配偶者の有無	老人控除対象配偶者	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数							障害者の数			社会保険料等の金額	左の内訳	生命保険料の控除額
							特定		老人			その他		特別障害者	左の内訳	その他			
							主	従	主	左の内訳	従	主	従						
入力文字基準	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・1文字	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内

項目番号	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項目名	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除等の額	旧個人年金保険料の金額	配偶者の合計所得	旧長期損害保険料の金額	受給者の生年月日				夫あり	未成年者	乙欄適用	本人が		老年者	寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職
						元号	年	月	日				特別障害者	その他の障害者					
入力文字基準	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字

項目番号	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
項目名	災害者	外国人	中途就・退職				他の支払者						災害者に係る徴収猶予税額	他の支払者のもとを退職した年月日			住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)		
			中途就職・退職の区分	年	月	日	住所(居所)又は所在地	国外住所表示	氏名又は名称	給与等の金額	徴収した金額	控除した社会保険料の金額		年	月	日	年	月	日
入力文字基準	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	全角・60文字以内	半角・1文字	全角・30文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字

項目番号	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
項目名	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等の額(1回目)	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)			住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等の額(2回目)	摘要	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	16歳未満扶養親族の数	国民年金保険料等の金額	非居住者である親族の数	提出義務者の個人番号又は法人番号	支払を受ける者の個人番号
					年	月	日												
入力文字基準	半角・1文字	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・8文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・8文字以内	全角・300文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・13文字以内	半角・12文字

項目番号	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
項目名	(源泉・特別)控除対象配偶者				控除対象扶養親族等(1)				控除対象扶養親族等(2)				控除対象扶養親族等(3)				控除対象扶養親族等(4)		
	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分
入力文字基準	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字

項目番号	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133
項目名	控除対象扶養親族等(4)	16歳未満の扶養親族(1)				16歳未満の扶養親族(2)				16歳未満の扶養親族(3)				16歳未満の扶養親族(4)				5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号		
入力文字基準	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・100文字以内	全角・100文字以内

項目番号	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
項目名	普通徴収	青色専従者	条約免除	支払を受ける者のフリガナ	受給者番号	提出先市町村コード	指定番号	基礎控除の額	所得金額調整控除額	ひとり親	控除対象扶養親族等の数		特定親族特別控除の額
											特親		
											主	従	
入力文字基準	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・60文字以内	半角・25文字以内	半角・6文字	半角・12文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・10文字以内

②レコードの記載要領

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
1	法定資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号1	記録を省略する。
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号2	記録を省略する。
8	提出者の住所(居所)又は所在地	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
	〔支払を受ける者〕	
12	住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。
15	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除の額の合計額	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。

項目番号	項　　目　　名	記　録　要　領
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26～32	控除対象扶養親族等の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
33～35	障害者の数	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
44～47	受給者の生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和8年9月30日　→　5,08,09,30」

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
48	夫あり	記録を省略する。
49	未成年者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
	〔本人が〕	
51	特別障害者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	その他の障害者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者	記録を省略する。
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。
55	寡夫	記録を省略する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
60～63	中途就・退職	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。 この場合、中途就・退職の区分には、中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 （例）「令和8年9月30日　→　08,09,30」
	〔他の支払者〕	
64	住所（居所）又は所在地	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。
65	国外住所表示	他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	徴収した税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
69	控除した社会保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に係る徴収猶予税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
71～73	他の支払者のもとを退職した年月日	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 （例）「令和8年9月30日 → 08,09,30」
74～76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目）	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 （例）「令和8年9月30日 → 08,09,30」
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 （例）租税特別措置法第41条第1項における中古住宅等の購入及び増改築等の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
		同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 　また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41 条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 　おって、租税特別措置法第41 条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特定買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 　なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。 （注）令和8年度（令和7年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年3月31日法律第12号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法第41 条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
80	住宅借入金等の額(1回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第11項若しくは第14項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。
81～83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(年については和暦とする。)。 (例)「令和8年9月30日　→　08,09,30」
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
		規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41 条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第41 条第16 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 （注）令和8年度（令和7年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和8年3月31日法律第12号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法第41 条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。
85	住宅借入金等の額（2回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41 条第1 項、第6 項、第11項又は第14 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）　××年××月××日」、 住宅借入金等の額を「住借額　（何回目）　×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
		大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族若しくは特定親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16歳未満扶養親族の数	書面による場合の記載に準じて記録する。
92	国民年金保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。
95	支払を受ける者の個人番号〔(源泉・特別)控除対象配偶者〕	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。
96	フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97	氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目　　名</th><th>記　　録　　要　　領</th></tr>
<tr><td>98</td><td>区分</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。</td></tr>
<tr><td>99</td><td>個人番号</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td></tr>
<tr><td></td><td>〔控除対象扶養親族等(1)〕</td><td></td></tr>
<tr><td>100</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。</td></tr>
<tr><td>101</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。</td></tr>
<tr><td>102</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>居住者</td><td>00</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
</table>
なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和8年中の合計所得金額の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th rowspan="2">特定親族特別控除の額</th><th rowspan="2">区分
（特定親族が居住者）</th><th rowspan="2">区分
（特定親族が非居住者）</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><th></th><th></th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超（※）</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目　　名</th><th>記　　録　　要　　領</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
(1) 令和8年11月30日以前に年末調整を行った場合。
(2) 年末調整を行っていない方で、令和8年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
(注) 令和7年度(令和6年分)以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分の記録は省略する。</td></tr>
<tr><td>103</td><td>個人番号
〔控除対象扶養親族等(2)〕</td><td>控除対象扶養親族等(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>104</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。</td></tr>
<tr><td>105</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。</td></tr>
<tr><td>106</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>居住者</td><td>00</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
</table>
なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合)は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額(年末調整を行っていない場合は、令和8年中の合計所得金額の見積額)に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分
(特定親族が居住者)</th><th>区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目　　名</th><th>記　　録　　要　　領</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
(1) 令和8年11月30日以前に年末調整を行った場合。
(2) 年末調整を行っていない方で、令和8年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
(注) 令和7年度(令和6年分)以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分の記録は省略する。</td></tr>
<tr><td>107</td><td>個人番号
〔控除対象扶養親族等(3)〕</td><td>控除対象扶養親族等(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>108</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。</td></tr>
<tr><td>109</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。</td></tr>
<tr><td>110</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>居住者</td><td>00</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
</table>
なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合)は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額(年末調整を行っていない場合は、令和8年中の合計所得金額の見積額)に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th rowspan="2">特定親族特別控除の額</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が居住者)</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><th></th><th></th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目　　名</th><th>記　　録　　要　　領</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
(1)令和8年11月30日以前に年末調整を行った場合。
(2)年末調整を行っていない方で、令和8年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
(注)令和7年度(令和6年分)以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分の記録は省略する。</td></tr>
<tr><td>111</td><td>個人番号
〔控除対象扶養親族等(4)〕</td><td>控除対象扶養親族等(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</td></tr>
<tr><td>112</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。</td></tr>
<tr><td>113</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。</td></tr>
<tr><td>114</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>居住者</td><td>00</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
</table>
なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和8年中の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族がいる場合)は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額(年末調整を行っていない場合は、令和8年中の合計所得金額の見積額)に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th rowspan="2">特定親族特別控除の額</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が居住者)</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><th></th><th></th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
115	個人番号	控除対象扶養親族等(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
	〔16歳未満の扶養親族(1)〕	
116	フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117	氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	区分	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119	個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)をを記録する。
	〔16歳未満の扶養親族(2)〕	
120	フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121	氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122	区分	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123	個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
	〔16歳未満の扶養親族(3)〕	
124	フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125	氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126	区分	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127	個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
	〔16歳未満の扶養親族(4)〕	
128	フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129	氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	区分	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131	個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項　　目　　名	記　　録　　要　　領
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード	該当の全国地方公共団体コードを記録する。 **※大分市の市町村コードは「442011」です。**
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。 ※大分市の特別徴収義務者指定番号を記載してください。 （例）80000000
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
	〔控除対象扶養親族等の数〕	
144 145	特親（主） 特親（従）	特定親族（年末調整を行っていない場合には、源泉控除対象親族のうちに令和8年分の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
146	特定親族特別控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。

③各項目の記録にあたっての留意事項

(1)各項目共通

① 半角文字の「,（カンマ）」は、各項目の区切り以外には使用しない。

〈例〉 法定資料の項目‥‥‥　　×　1,200,000 　　○　1200000

② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「,（カンマ）」を記録する（CSV形式では必ず「,（カンマ）」で各項目が区切られていなければならない。）

〈例〉 半角の項目が記録不要の場合‥‥‥ 前の項目,,後の項目

(2)住所、居所又は所在地

① 都道府県名から順次記録する。
ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

〈例〉 ○東京都中央区銀座1－1－1 ○中央区銀座1－1－1 ○大阪市中央区大手前2－2－2 ×中央区大手前2－2－2 ⇒ ○大阪市中央区大手前2－2－2 （注） 政令指定都市については、市名を省略しない。

② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

〈例〉 ×名古屋市港区アキハ1－1－1 ⇒ ○名古屋市港区秋葉1－1－1 ×名古屋市港区あきは1－1－1 ⇒ ○名古屋市港区秋葉1－1－1 ○名古屋市港区いろは町2－2－2

③ ～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。
また、句読点等によって代替しない。

〈例〉 × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1－1－1
× 神奈川、横浜、港北、新横浜、1－1－1
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1－1－1

④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

〈例〉 ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1－1－1
○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1－1－1
× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1－1－1
× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1－1－1
（注）「□」は、スペース1文字分を表す。

⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「－」「～」「・」（全角）を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

〈例〉 ○ 千代田区丸の内1－1－1
○ 千代田区丸の内1～1～1
× 千代田区丸の内1，1，1

⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。
⑦ 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。
ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。
② 個人の肩書等は記録しない。

〈例〉 × 税理士 総務 太郎 ⇒ ○ 総務 太郎

③ 法人の代表者名等は記録しない。

〈例〉 × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○ 総務産業株式会社

④ 法人の組織名には必ずカッコ(全角)を付す。

〈例〉	○ 総務産業(株)	○ (株)総務産業
	○ 総務産業(株	○ 株)総務産業
	× 総務産業 株)	× (株 総務産業
	× 総務産業／株	× 株、総務産業

組織名	略称	
	漢字	カナ
株式会社	株、KK	カ、カブ
有限会社	有、UK	ユ、ユウ
合資会社	資	シ
合名会社	名	メ、メイ
医療法人	医	イ
協同組合	協	キョウ
農業協同組合	農	ノウ
漁業協同組合	漁	ギョ

組織名	略称	
	漢字	カナ
企業組合	企、企業	キ、キギョウ
組合連合会	組連	クミレン
財団法人	財	ザイ
社団法人	社	シャ
社会福祉法人	福	フク
宗教法人	宗	シュウ
学校法人	学	ガク

(4) 外字の取扱い

入力文字基準が全角の項目におけるJIS第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文字は次のとおり取扱う。

① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。

〈例〉	「ｱ」 (半角文字のｱ)	⇒	「ア」 (全角1文字)
	「1」 (半角文字の1)	⇒	「1」 (全角1文字)
	「㈱」 (拡張文字の㈱)	⇒	「(株)」 (全角3文字)
	「⑩」 (丸付文字10)	⇒	「10」 (全角2文字)

② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

〈例〉「德田」 ⇒ 「徳田」 「齊藤」 ⇒ 「斉藤」

3. 光ディスク等の提出にあたっての留意事項

① 提出方法について

・提出する媒体には、次の事項を明示してください。

【記載事項】			
①提出先市町村名	②提出者名	③提出者住所	④個人番号又は法人番号
⑤特別徴収義務者指定番号	⑥提出件数	⑦提出年月日	⑧総枚数及び一連番号

※ レーベル面に油性フェルトペン等で上記事項を記載してください。

・提出された光ディスク等は返却いたしません。
・提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。
・提出にあたっては、事前に送付する大分市様式の給与支払報告書総括表を添付してください。

② 普通徴収切替理由書の明示について

・普通徴収切替理由の明示が無い限りは、原則としてすべて特別徴収として取り扱いますので、普通徴収に該当する方のデータが入る場合は以下を参考に普通徴収切替理由を明示してください。

★★ 次のレコード記録がある場合は普通徴収としてデータを取扱います。★★
・項目番号134【普通徴収】に「1」(＝該当)の記録があるもの
・項目番号50【乙欄摘要】に「1」(＝該当)の記録があるもの
・項目番号57【死亡退職】に「1」(＝該当)の記録があるもの
・項目番号60【中途就職・退職の区分】に「2」(＝退職)の記録があるもの

※項目番号134【普通徴収】に「1」を記録する場合、項目番号86【摘要】に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記録するか、総括表に普通徴収切替理由書を添付してください。

略号	普通徴収切替理由
A	受給者数が2人以下の事業所(事業所全体)
B	他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)
C	給与が少額で税額が引けない
D	給与の支払日が不定期(給与の支払が毎月でない)
E	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

４．特別徴収税額通知書について

令和6年度より、光ディスク等による副本通知は廃止されました。給与支払報告書を光ディスク等で提出された場合は、書面にて特別徴収税額決定通知書を送付します。

電子データによる通知を希望する場合は、給与支払報告書をeLTAXで提出してください。